第2回 私学教職員の諸手当等に関する

アンケート調査報告書

調査期間:令和5年3月~5月

高 校 編

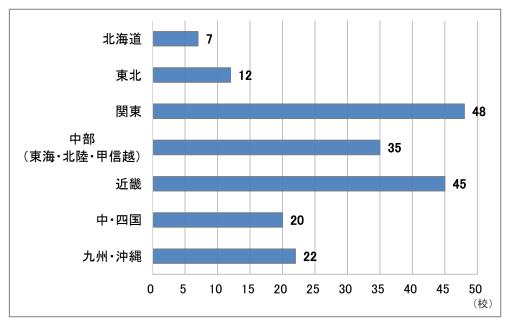
■ 高校編/1 所在地・教職員数

1	高校の所在地・・・・・・・・143
2	管理職・職務手当
3	教職調整額(月額) · · · · · · · 148
4	教員特別手当(月額)·····152
5	専任教員の補講・代講手当(1コマ当たり) 154
6	図書手当(個人研究費)(月額)
7	引率・日直・特殊勤務手当(1回につき) 157
8	年功 (勤続) 手当 (月額) 165
9	出張手当(国内日当) · · · · · · · 167
10	療養休職・私傷病休職手当の支給期間・・・・・・・・・・ 172
11	通勤手当(月額) · · · · · · 177
12	扶養手当 (月額) 182
13	住宅手当(月額) · · · · · · 188
1 4	試験問題作成手当 · · · · · · 193
15	部活動指導手当 · · · · · · · 195
16	2~15以外の手当・・・・・・・・・・198
17	慶弔手当・見舞金 204

調査1 高校の所在地

ア 所在地

回答数:189

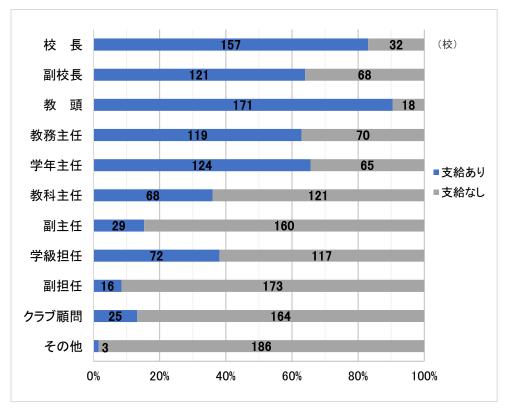


調査2 管理職・職務手当

ア 教員の管理職・職務手当について

アー① 支給の有無





※支給なしには、該当なし・回答なしを含む ※学級担任には、常勤講師のみ支給1件を含む

アー② 支給方法

支給方法	校長	副校長	教頭	教務 主任	学年 主任	教科 主任	副主任	学級 担任	副担任	クラブ 顧問	その他
A.定額支給	111	87	128	107	113	63	27	69	15	25	3
B.基本給の ○ %	34	25	30	4	3	2	1	1			
C.その他	12	9	13	8	8	3	1	2	1		
計	157	121	171	119	124	68	29	72	16	25	3

【A. 定額支給の内訳】

役職手当 (以上~未満)	校長	副校長	教頭	教務 主任	学年 主任	教科 主任	副主任	学級 担任	副担任	クラブ 顧問	その他
1万円未満	1			32	49	31	13	46	13	22	1
1~2 万円			3	37	35	23	9	18	1	3	1
2~3 万円		6	13	22	17	7	2	4			
3~5 万円	14	20	43	12	9	1	3				1
5~7万円	24	31	49	4	3	1					
7~9 万円	23	20	11								
9~11 万円	25	5	6					1	1		
11~13 万円	8	1	1								
13~15 万円	5	1									
15~17 万円	4	2	1								
17~19 万円											
19~21 万円	4										
21~25 万円											
25~30 万円	2		1								
30 万円以上	1	1									
計	111	87	128	107	113	63	27	69	15	25	3

※複数回答は低い方の金額でカウント

【B. 基本給の○%の内訳】

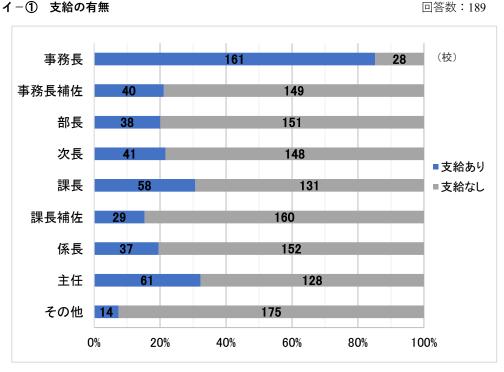
% (以上~未満)	校長	副校長	教頭	教務 主任	学年 主任	教科 主任	副主任	学級 担任
5%未満				1	2	2	1	1
5~10%	1	5	6	3	1			
10~12%	4	4	9					
12~14%	2	10	9					
14~16%	14	3	3					
16~18%	6		1					
18~20%	2	1						
20~30%	5	2	2					
計	34	25	30	4	3	2	1	1

【C. その他の詳細】

% (以上~未満)	校長	副校長	教頭	教務 主任	学年 主任	教科 主任	副主任	学級 担任	副担任
AB どちらか	9	6	10	5	5	3	1	2	1
規程によるランクで支給	3	3	3	3	3				
計	12	9	13	8	8	3	1	2	1

イ 職員の管理職・職務手当について

イー① 支給の有無



※支給なしには、該当なし・回答なしを含む ※事務長(補佐)は事務局長(補佐)を含む、課長補佐は課長代理・主事を含む ※その他の役職(入試広報室長、経営企画室長、課次長、課長代行、給与係、チャプレン等)

イ-② 支給方法

支給方法	事務長	事務長 補佐	部長	次長	課長	課長 補佐	係長	主任	その他
A.定額支給	112	29	28	32	49	23	30	53	10
B.基本給の ○ %	34	7	7	5	6	3	1	3	2
C.その他	15	4	3	4	3	3	6	5	2
計	161	40	38	41	58	29	37	61	14

【A. 定額支給の内訳】

定 額 (以上~未満)	事務長	事務長 補佐	部長	次長	課長	課長 補佐	係長	主任	その他
1万円未満	1	2	3	3	4	3	7	25	1
1~2万円	2	7	2	3	4	7	13	19	2
2~3 万円	15	11	4	7	5	4	7	8	3
3~5万円	50	7	6	7	25	5	2	1	2
5~7万円	21	1	7	8	9	4	1		1
7~9万円	11		1	3	1				
9~11 万円	7	1	3	1	1				1
11~13 万円	1		2						
13~15 万円	1								
15 万円以上	3								
計	112	29	28	32	49	23	30	53	10

※複数回答は低い方の金額でカウント

【B. 基本給の○%の内訳】

% (以上~未満)	事務長	事務長 補佐	部長	次長	課長	課長 補佐	係長	主任	その他
5%未満		1					1	1	
5~10%	5	4	2	1	3	3		1	1
10~12%	15		3	1	2			1	
12~14%	5		1	1					
14~16%	5								
16~18%									1
18~20%	1								
20~30%	3	2	1	2	1				
計	34	7	7	5	6	3	1	3	2

【C. その他の詳細】

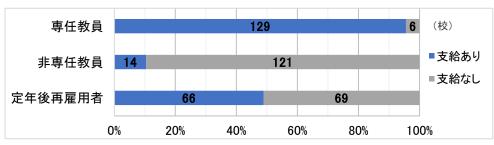
% (以上~未満)	事務長	事務長 補佐	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主任	その他
AB どちらか	12	1		1			3	2	1
規程によるランクで支給	3	3	3	3	3	3	3	3	
詳細な回答なし									1
計	15	4	3	4	3	3	6	5	2

調査3 教職調整額(月額)

ア 教職調整額について

Νο	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	135	71.4%
2	定めなし (回答なしを含む)	53	28.1%
3	本俸に含む	1	0.5%
	合 計	189	100.0%

ア-① 「1. 定めあり」の場合の支給の有無



※支給ありには、「一部の対象者」「他の手当を支給している場合減額」を含む ※支給なしには、回答なしを含む

回答数:189

回答数:135

アー② 支給方法

支給方法	専任教員	非専任教員	定年後 再雇用者
A. 定額支給	3		3
B. 本俸×○%	106	11	54
C. 基礎 (本俸+) ×○ %	7		4
D. その他	13	3	5
計	129	14	66

定額(以上~未満)	専任教員	非専任教員	定年後 再雇用者
10,000 円未満	1	/	1
15,000 円	1		1
18,000 円	1		1
計	3		3

【B. 本俸×○%の内訳】

本俸に対する割合 (以上~未満)	専任教員	非専任教員	定年後 再雇用者
4%未満	4		4
4~5%	80	7	39
5~7%	8	3	5
7~10%	3		
10~15%	7		4
15~20%			
20%以上	4	1	2
計	106	11	54

【C. 本俸に加算される手当と○%の内訳】

加算される手当と割合	専任教員	非専任教員	定年後 再雇用者
+手当×4%	1	/	1
+職務手当・管理職手当×4%	1		1
役職手当・扶養手当×2%	1		
+手当の回答なし×4%	3		2
+手当の回答なし×18.8%	1		
詳細な回答なし			1
計	7	/	4

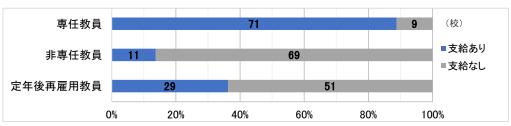
【D. その他の詳細】

加算される手当と割合	専任教員	非専任教員	定年後 再雇用者
本俸÷月平均労働時間×1.25×30 時間	1		
6 時間分時間外勤務手当	1		
AB どちらか	2		1
教育職員の平均給料月額の100分の6	3		3
教育年数により異なる	1		
本俸から割増単価を求め、10 時間担当分を 固定で支給	1		
本俸に合わせて年齢別に設定	2	2	
俸級表で規定	2	1	1
計	13	3	5

イ 教職調整額を支給している場合の時間外手当について 回答数: 129

No	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	80	62%
2	定めなし (無回答含む)	48	37.2%
3	36協定未締結	1	0.8%
	合 計	129	100.0%

イ − ① 「1. 定めあり」の場合の支給の有無



※支給なしには、「回答なし」「調整手当に含む」を含む

回答数:80

イ-② 支給方法

支給方法	専任教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
A. 法定の割増賃金(本俸×1.25×時間)	19	1	6
B. 法定の割増賃金(本俸×1.25×時間) - 調整額 ※調整額を超えた分のみ支給	35	7	15
C. その他	17	3	8
計	71	11	29

【C. その他の詳細】

支給方法・金額	専任教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
定めはあるが、支給実績なし	1	1	1
責任担当授業時間を超える1時間につき5,000円	1		
¥11,000	1		
時間給×1.25×時間数	1		1
(1 時間あたり) 基準内賃金等×1.25×時間	2	2	
本俸×1.30×時間	1		1
(本俸×1.25×時間) - (調整額+特別手当)	1		1
残業時間 – 教職調整額の残業時間に相当する時間 ※残業時間に相当する時間を超えた時間	1		
成績評価、立哨等	2		
所定の授業担当時間数を超える授業を担当する場合、超過勤務手当を支給する	1		
本俸+教職調整手当に固定残業代含む	1		1
本俸×8%	1		
教員のみ			1
所定の授業担当時間数を超える授業を担当する場			1
合、超過勤務手当を支給する			
詳細な回答なし	3		1
計	17	3	8

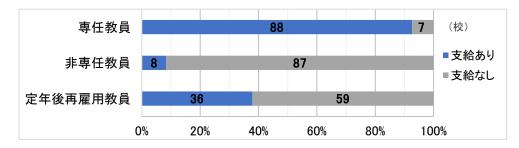
調査4 教員特別手当(月額)

回答数:189

No	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	95	50.3%
2	定めなし (回答なしを含む)	94	49.7%
	合 計	189	100.0%

① 「1. 定めあり」の場合の支給の有無

回答数:95



※支給なしには、本俸に含む・回答なしを含む

② 支給方法

支給方法	専任教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
A. 定額支給	7	2	3
B. 1年ごとに加算	5		
C. 本俸×○%	14	1	9
D. 県立高校と同額	31	4	13
E. その他	31	1	11
計	88	8	36

定額	専任教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
2,000~8,000 円	1	1	
3,000 円	2		2
5,000 円			1
5,400~17,600 円	1	1	
12,000 円	2		
24,500 円	1		
計	7	2	3

【C. 本俸×○%の内訳】

本俸に対する割合 (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
0.5%	1		
1%	1		1
1.4%	1		1
2%	1		
3%	1		1
4%	3		1
5%	2		2
6%	2		1
9%		1	1
13%	1		
上限 8%	1		1
計	14	1	9

【E. その他の詳細】

内容	専任 教員	非専任 教員	定年後 再雇用者
表に基づく(手当支給表、俸給表、別表等)	11	1	6
等級による	14		3
役職による	1		
旧人事院規則のまま	1		1
県立高校を参考	2		
個別に対応	2		
職員なし			1
本体×18%を3月に支給	1		1
本俸×5%+2,000円	1		
本俸×5%+俸級表金額+((給料+職務調整	1		
額+職務手当+扶養手当)×10%)	1		
平成19年3月未受給者にのみ支給	1		
計	35	1	12

※複数自由回答

調査5 専任教員の補講・代講手当(1コマ当たり)

回答数:189

No	規定の有無	学校数	%
1	補講手当として一律支給	42	21.7%
2	教職調整額の範囲とみなす	6	3.1%
3	勤務時間内に行う	25	12.9%
4	休日出勤・休日・長期休暇・特別ゼミの場合のみ 支給	25	12.9%
5	代休措置、変形労働時間制で対応	9	4.6%
6	条件付きで手当を支給	16	8.2%
7	支給なし(回答なしを含む)	58	29.9%
8	その他	13	6.7%
	合 計	194	100.0%

※複数回答

【6. 支給条件の詳細】

教員等が(1か月以上)(2週間以上)欠勤した場合の代講

休職者の代講

1年を通じて代講した場合に限り、2年間で基準の持ち時間に調整する 調整できなかった場合、手当を支給する

対象のスクーリング補講

勤務時間外

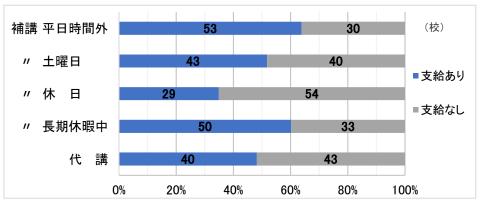
土曜補講

【8. その他の詳細】

テスト監督免除などで相殺 内規により支給 平日と休日によって単価が異なる

① 1.4.6.の場合の支給の有無

回答数:83



※支給なしには、回答なしを含む

② 時間に対する支給(金額)

	金 額 (以上~未満)	平日時間 外補講	土曜日 補講	休日 補講	長期休暇 中補講	代 講
1分	14 円	1			1	
	24 円	1				
	33 円				1	
50分	500 円未満	2			1	
	500~1,000円	11	5	3	6	5
	1,000~1,500 円	7	11	5	11	8
	1,500~2,000 円	6	6	1	4	1
	2,000~2,500 円	6	5	5	7	5
	2,500~3,000 円	5	5	5	4	10
	3,000 円以上	5	5	4	3	6
1 時間	1,000円	4				
	2,000 円		3		4	
1日	2,000 円				2	
	計	48	40	23	44	35

【上記以外の支給】

内 容	平日時間 外補講	土曜日 補講	休日 補講	長期休暇 中補講	代 講
4 時間超 5,000 円、4 時間以 下 3,000 円		1	1		
半日4,000円、1日8,000円			2		
規定による	1	1	1	1	
稟議申請による	1	1	1	1	1
時期・内容によって金額異 なる	1			2	
年額で設定	1				
徴収額の一部を支給			1	2	
テスト監督免除などで相殺					1
1 か月以上欠勤した場合の 代講 2,170円/時、それ以外 の代講 1,240円/時					2
非常勤講師と異なる					1
45 分 2,000 円、60 分 2,700 円、75 分 3,400 円、90 分 4,000 円、120 分 5,400 円	1				
計	5	3	6	6	5

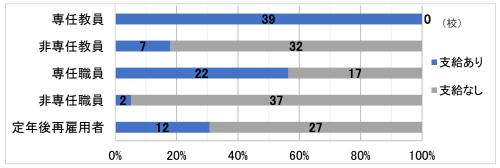
調査6 図書手当(個人研究費)(月額)

回答数:189

No	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	39	20.7%
2	定めなし (回答なしを含む)	146	77.3%
3	教科等により異なる	1	0.5%
4	個人への支給はなく、審査を行い全体予算の範囲 内で運用	1	0.5%
5	研修手当として105,600円/年を支給	1	0.5%
6	組合交渉による	1	0.5%
	合 計	189	100.0%

① 「1. 定めあり」の場合の支給の有無

回答数:39



※非専任教員2件は「契約講師が対象」「常勤講師のみ」を含む。

② 支給方法

支給方法	専任教員	非専任 教員	専任職員	非専任 職員	定年後 再雇用者
A. 月額支給	20	4	12		5
B. 年額支給	18	2	9	1	7
C. 図書券等	1	1	1	1	
計	39	7	22	2	12

【A. B. 支給金額の内訳】

会	会 額(以上~未満)	専任教員	非専任 教員	専任職員	非専任 職員	定年後 再雇用者
	1,000~3,000 円	4	1	2		2
月	3,000~5,000 円	7	1	4		3
	5,000~10,000 円	3		3		
額	10,000 円以上	5	2	2		
	基本給の 2.5%	1		1		
	15,000 円未満	3	1	2		1
年	15,000~30,000 円	1	1			1
ļ <u>.</u> .	30,000~45,000 円	6		5		2
額	45.000~60,000 円	3		1		1
	60,000 円以上	5		1	1	2
	計	38	6	21	1	12

調査7

引率・日直・特殊勤務手当(1回につき)

ア 引率手当について

ア−① 支給に関して

回答数:189

Νο	規定の有無	学校数	%
1	手当として一律支給	28	14.5%
2	出張規定に則って支給	109	56.5%
3	法定の時間外・休日手当を支給	7	3.6%
4	条件付きで手当を支給	10	5.2%
5	支給なし	30	15.5%
6	その他	9	4.7%
	合 計	193	100.0%

※複数回答

【4. 条件付きで手当を支給の詳細】

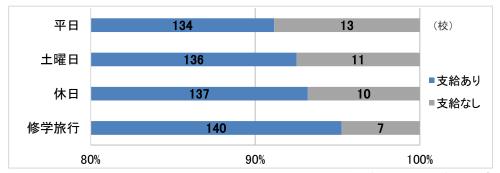
週休日等に引率した場合に特殊勤務手当	1
修学旅行、合宿、対外運動競技大会等で宿泊を伴う引率	6
公式戦・練習試合等(特化した大会のみも含む)	2
日帰りの場合、片道 100 km以上の移動を伴うことが要件	1

【6. その他の詳細】

給与規程に則って支給	2
給与内規に基づく特殊勤務手当に則り支給	1
出張規程に基づき、引率内容に応じた日当を支給	1
県の規程に準拠	1
引率は手当、他は日当	1
クラブ顧問手当・特殊勤務手当で支給	1
距離、時間により規定	1
学校が所有する施設での合宿行事については、時間外手当に加えて日	1
当を支給	

ア-② 引率日別の支給

「1. 手当として一律支給」「2. 出張規定に則って支給」「4. 条件付きで手当を支給」の場合の支給の有無 回答数: 147



※支給なしには、回答なしを含む

【A. 平日】

金額(以上~未満) /内 容	日帰り 半 日	日帰り 全 日	宿泊	他
500 円未満	3	2		
500~1,500円	35	20	4	1
1,500~3,000 円	12	34	32	1
3,000~4,500 円	1	10	28	
4,500~6,000 円	2	3	14	
6,000~8,000円		1	2	
8,000~10,000 円			3	
10,000~12,000 円			2	
12,000~15,000 円			1	
15,000 円以上			1	
21 名以上 1,000 円				1
行先により 650~3, 500 円	1	1	1	
県外 2,000~2,400 円		1		1
県内(3時間以上)1,200円	1			
4 時間以上 500 円				1
8 時間程度 5, 100 円		1		
出張規定に定める(金額回答なし)	31	31	31	31
該当なし	48	30	15	98
計	134	134	134	134

【B.土曜日】

金額(以上~未満) /内 容	日帰り 半 日	日帰り 全 日	宿泊	他
500 円未満	1	1		
500~1,500円	31	18	5	1
1,500~3,000 円	26	34	27	2
3,000~4,500 円	3	18	28	
4,500~6,000 円	2	4	14	
6,000~8,000円		1	3	
8,000~10,000 円			2	
10,000~12,000 円			2	
12,000~15,000 円			1	
15,000 円以上			1	
土曜は隔週で休日、就業は 12:50まで				1
行先により 650~3, 500 円	1	1	1	
県外 2,000~2,400 円		1		1
県内(3時間以上)1,200	1			
8 時間程度 5, 100		1		
出張規定に定める(金額回答なし)	33	33	33	33
該当なし	38	24	19	98
計	136	136	136	136

【C. 休日】

金額(以上~未満) /内 容	日帰り 半 日	日帰り 全 日	宿泊	他
500 円未満	1	1		
500~1,500円	25	14	6	2
1,500~3,000 円	33	38	26	2
3,000~4,500 円	11	21	27	
4,500~6,000 円	3	7	18	
6,000~8,000円		2	4	
8,000~10,000 円		1	2	
10,000~12,000 円			2	
12,000 円以上			1	
振休又は超過勤務手当				1
行先により 650~1,750 円	1		1	
県外 2,000 円				1
県内(3時間以上)1,200円	1			
2 時間以上 4 時間未満 2,700 円	1			
4 時間以上 5, 400 円		1		
8 時間程度 5, 100 円		1		
出張規定に定める(金額回答なし)	27	27	27	27
該当なし	34	24	23	104
計	137	137	137	137

【D.修学旅行】

金額(以上~未満) /内 容	日帰り 半 日	日帰り 全 日	宿泊	他
500 円未満	1	1		
500~1,500 円	13	9	4	2
1,500~3,000 円	6	15	27	1
3,000~4,500 円	3	9	32	1
4,500~6,000 円	2	4	30	
6,000~8,000円	1	2	10	
8,000~10,000 円			3	
行先により 650~3, 500円	1	1	1	
県外 2,000 円				1
8 時間程度 5, 100 円		1		
出張規定に定める(金額回答なし)	21	21	21	21
該当なし	92	77	12	114
計	140	140	140	140

【E. その他の勤務手当】

修学旅行が海外の場合、宿泊1日につき 500~3,000 円多い	7
海外研修等引率時、半日以外 2,000~5,000 円	5
合宿(校内合宿含む)宿泊1日につき 2,000 円	3

イ 日直手当について

回答数:189

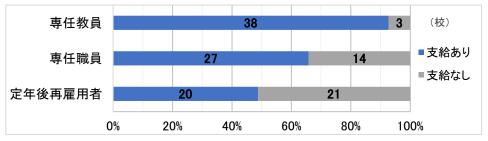
No	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	41	21.7%
2	定めなし(回答なしを含む)	141	74.6%
3	その他	7	3.7%
	合 計	189	100.0%

【3. その他の詳細】

後援会から支給	1
勤務1回につき4,200円(5時間未満の場合は2,100円)	2
就業時間により異なる	1
日直の業務がない	3

「1. 定めあり」の場合の支給の有無

回答数:41



※支給なしには、回答なしを含む

【業務日別1回当たりの金額】

金額	専任教員			Ī	専任職員	Į	定年後再雇用者		
(以上~未満)	平日	土曜	休日	平日	土曜	休日	平日	土曜	休日
2,000 円未満	3	1	1	2	1		1	1	
2,000~3,000 円	8	8	1	8	7	1	6	3	1
3,000~4,000 円	2	4	3	1	3	3	1	2	
4,000~5,000 円	5	7	6	4	5	5	2	5	4
5,000~6,000 円	2	2	9	1	1	2	1	1	2
6,000 円以上	1	1	4	1	1	4			3
計	21	23	24	17	18	15	11	12	10

【1回あたりの支給ではない場合の条件】

内 容		専任教員	専任職員	定年後 再雇用者
500 円/1 時間		2	2	2
3,500 円/半日、7,000 円/日		1		
生徒寮 3,000円		1	1	1
年末年始 12/29~1/3 8,000 円		1		
	計	5	3	3

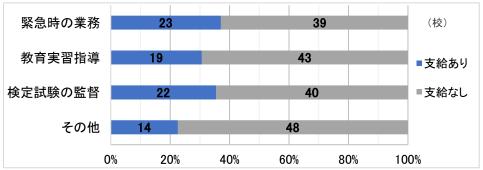
ウ 特殊勤務手当

回答数:189

Νο	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	62	32.8%
2	定めなし (回答なしを含む)	123	65.1%
3	その他	4	2.1%
	合 計	189	100.0%

「1. 定めあり」の場合の支給の有無

回答数:62



※支給なしには、回答なしを含む

【その他手当の回答】

説明会、模試監督募集活動、看護実習指導、訓練指導、甚大な非情災害等

【半日/全日1回あたりの支給金額】

△ 55 (N L + 13)	緊急時	業務	教育実	習指導	検定試	験監督	その	の他
金額(以上~未満)	半日	全日	半日	全日	半日	全日	半日	全日
500 円未満							1	1
500~1,000円								
1,000~2,500 円	4	4			8	7	3	4
2,500~5,000 円	4	5	1	2	4	5	2	2
5,000~7,500 円	2	6	1	2	2	3	2	4
7,500~10,000 円	1	3			2	2	1	
10,000 円以上						2		2
計	11	18	2	4	16	19	9	13

【半日/全日1回あたりの支給ではない場合の条件】

内 容	緊急時 業務	教育実 習指導	検定試 験監督	その他
200 円/10 分			1	
500 円/10 分			1	
2,500円/時間(上限8,000円)			1	
3,000円/教科			1	
2,000 円/週		2		
5,000円/週		1		
15,000 円/泊				1
詳細はないが、1,500円~2,100円を支給	1			
指導費・実習費等の収入で支給		3	1	
休日のみ	1			
業務により異なる	2	5		2
人数により異なる(按分)		4		
稟議申請		1		
実習生 1 人の教授指導 1 教科 10,000 円/実習生		1		
1人を超えて増加する場合 学生1人7,000円		1		
	4	17	5	3

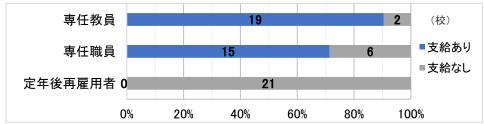
調査8 年功(勤続)手当(月額)

回答数:189

No	規定の有無	学校数	%
1	定めあり	21	11.1%
2	定めなし (回答なしを含む)	168	88.9%
	合 計	189	100.0%

①「1. 定めあり」の場合の支給の有無

回答数:21



※支給なしには、決まった年に支給(対象者不明)3 件を含む 「10 年 8,000 円、20 年 15,000 円、30 年 20,000 円、40 年 25,000 円」 「10 年 30,000 円+記念品、20 年 50,000 円+記念品、30 年 100,000 円+記念品」 「10・20 年 50,000 円、30 年 100,000 円」

② 支給方法

支給方法		専任教員	専任職員	定年後 再雇用者
A. 1年につき○円		3	1	/
B. 勤続年数により支給		9	7	
C. 決まった年に支給		5	5	
D. 900~50,000円 (支給方法の回答なし)		2	2	
	計	19	15	/

【A. 1年につき○円の内訳】

支給額	専任教員	専任職員
100 円	1	
350 円	1	
500 円	1	1
計	3	1

【B. 勤続年数による支給の内訳】

勤続年数 (以上~未満)	金額	専任教員	専任職員
3年~9年	2,000 円~8,000 円		
10 年~19 年	10,000 円~28,000 円	1	
20 年~30 年	30,000 円~60,000 円		
5 年経過	2500 円	1	1
それ以後勤続	1 年につき 500 円増し	1	1
5~10年	1,000 円		
10~15 年	2,000 円	1	1
15 年以上	3,000 円		
10 年~14 年	3,000 円		
15 年~19 年	4,000 円	1	
20 年~24 年	5,000 円		
10 年~15 年	2,000 円		
15 年~20 年	3,500 円	1	,
20 年~30 年	5,000 円	1	1
30 年以上	8,000 円		
20 年以上	本俸×2%	1	1
25 年以上	30,000 円	2	2
25 年~29 年	2,000 円	1	1
30 年以上	3,000 円	I	1
	計	9	7

【C. 決まった年に支給の内訳】 (手当ではなく記念品料支給も含む)

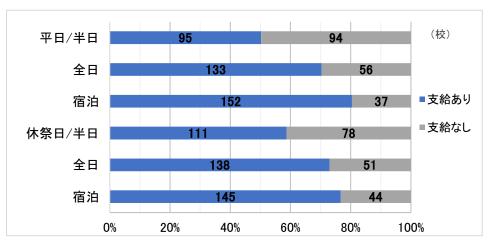
勤続年数・金額	専任教員	専任職員
10年 100,000円		
20年 150,000円	1	1
25年 170,000円	1	1
30年 200,000円		
10・20・25・30・35・40 年	1	1
5,000円	1	1
20年 30,000円	1	1
30年 50,000円	1	1
20年 100,000円	1	1
30年 200,000円	1	1
20·40年 本俸×10%	1	1
計	5	5

回答数:189

調査9 9 出張手当(国内日当)

ア 専任教員について

ア-① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む ※宿泊は、一泊に対する支給

アー② 支給方法

± 4A+:+		平日			休祭日		
支給方法	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊	
A. 定額支給	75	105	127	93	115	123	
B. 条件による支給	20	28	25	18	23	22	
計	95	133	152	111	138	145	

定額		平日			休祭日	
(以上~未満)	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
500 円未満	6	4		3	1	
500~1,500円	53	41	12	52	26	10
1,500~3,000 円	13	44	54	28	58	45
3,000~4,500 円	3	15	30	9	20	36
4,500~6,000 円		1	4	1	9	5
6,000 円以上			27		1	27
計	75	105	127	93	115	123

【B. 条件による支給の詳細】 (以下、イ~エ共通)

内 容

役職により異なる

距離を条件として支給(半径 4km 以上、直線距離半径 30km 以上、50km 以上、片道 80km 以上、近接地域以外)

距離により支給額が異なる (50km 未満・以上、50~100km・100km 以上、200km 未満・以上、市内・県内・県外、)

時間による条件(半日の場合 4 時間未満、3 時間以上、4 時間以上、5~10 時間未満、10 時間以上)

1時間単位で支給

学生・生徒を引率し旅行する場合には、用務地に関わらず支給

自家用車使用半額

東京及び政令指定都市は2,000円増

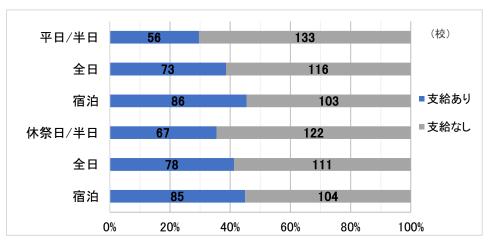
宿泊費に含まれる食費の有無により異なる

手当には宿泊代を含む

回答数:189

イ 非専任教員について

イー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む ※宿泊は、一泊に対する支給

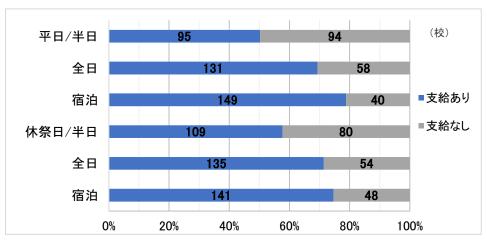
イー② 支給方法

士处士计		平日		休祭日		
支給方法	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
A. 定額支給	44	56	70	57	64	71
B. 条件による支給	12	17	16	10	14	14
計	56	73	86	67	78	85

定額		平日			休祭日	
(以上~未満)	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
500 円未満	6	3		3		
500~1,500円	34	28	6	33	16	5
1,500~3,000 円	4	24	38	18	36	30
3,000~4,500 円		1	12	2	7	19
4,500~6,000 円			1	1	5	4
6,000 円以上			13			13
計	44	56	70	57	64	71

ウ 専任職員について

ウ-① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

回答数:189

ウー② 支給方法

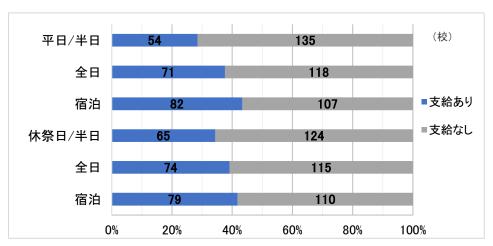
±%+:+		平日			休祭日	
支給方法	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
A. 定額支給	74	100	120	90	109	115
B. 条件による支給	21	31	29	19	26	26
Ē	† 95	131	149	109	135	141

定額		平日			休祭日	
(以上~未満)	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
500 円未満	6	2		4		
500~1,500円	54	38	10	54	24	9
1,500~3,000 円	11	44	52	24	57	42
3,000~4,500 円	3	16	29	7	19	34
4,500~6,000 円			3	1	8	5
6,000 円以上			26		1	25
計	74	100	120	90	109	115

回答数:189

エ 非専任職員について

エー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む ※宿泊は、一泊に対する支給

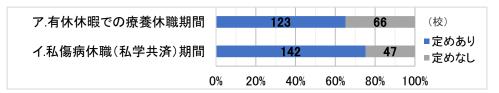
エー② 支給方法

± <u>&</u> +:+		平日			休祭日	
支給方法	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
A. 定額支給	43	55	66	57	62	66
B. 条件による支給	11	16	16	8	12	13
言	<u> 54</u>	71	82	65	74	79

定額		平日			休祭日	
(以上~未満)	半日	全日	宿泊	半日	全日	宿泊
500 円未満	5	2		3		
500~1,500円	35	25	6	37	14	5
1,500~3,000 円	2	26	34	13	37	28
3,000~4,500 円	1	2	10	4	7	16
4,500~6,000 円			1		3	2
6,000 円以上			15		1	15
計	43	55	66	57	62	66

調査10 療養休職・私傷病休職手当の支給期間

回答数:189



支給方法

支給方法	ア. 有休での期間	イ. 私学共済期間
A. 勤続年数に関係ない一律期間	91	97
B. 勤続年数に応じた期間	24	38
C. その他	8	7
計	123	142

【A 勤続年数に関係ない一律支給の期間内訳】

期間	ア. 有休での期間	イ. 私学共済期間
1 か月	5	
1か月以上	1	
2 か月	1	
3か月	36	4
5か月	1	
6か月	10	7
12か月未満	1	
12 か月	12	16
14 か月	1	
15 か月		1
16 か月	1	1
18か月	8	43
21 か月		1
23 か月		1
24 か月	6	16
30 か月		1
36 か月	8	5
42 か月		1
計	91	97

【B 勤続年数に応じた支給期間の内訳】

ア. 有休休暇での療養休職期間

勤続年数 (以上~未満)	支給期間	学校数
1年未満	1か月	1
1年~3年	2か月	
3年~10年	6か月	
10 年以上	8か月	
1 年未満	1か月	1
1年~5年	5 か月	
5年~10年	10 か月	
10 年以上	15 か月	
1 年未満	3か月	1
1年~3年	6か月	
3年~5年	8か月	
5 年~10 年	10 か月	
10 年以上	12 か月	
1年未満	3か月	1
1年~3年	6か月	
3 年~5 年	9か月	
5年以上	12 か月	
1年未満	3か月	2
1年~3年	12 か月	
3 年~5 年	24 か月	
5年以上	36 か月	
1年未満	3か月	1
1 年~10 年	12 か月	
10 年以上	24 か月	
1年未満	6か月	1
1年~5年	12 か月	
5年以上	18 か月	
1年未満	12 か月	2
1 年~10 年	24 か月	
10 年以上	36 か月	
2 年未満	2か月	1
2年~5年	3か月	
5年~10年	5 か月	
10 年~15 年	8か月	
15 年以上	10 か月	

勤続年数 (以上~未満) 支給期間 学校数 2年未満 2年~5年 5年~10年 10年~15年 6か月 15年以上 7か月 3年未満 3か月 3年~5年 6か月 5年~10年 10年以上 12か月 3年未満 3年~5年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 3年~5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 3年~5年 9か月 12か月 12か月 3年未満 3年~10年 12か月 3年未満 6か月 12か月 3年未満 3年~10年 12か月 3年未満 6か月 13年未満 6か月 14年以上 12か月 15年以上 12か月 16年以上 12か月 16年以上 12か月 17年以上 17年以 17年以上 17年以上 17年以上 17年以 17年以 17年以 17年以 17年以 17年以 17年以 17年以
2年未満 3か月 2年~5年 4か月 5年~10年 5か月 10年~15年 6か月 15年以上 7か月 3年未満 3か月 3年~5年 6か月 5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
2年~5年 4 か月 5年~10年 5 か月 10年~15年 6 か月 15年以上 7 か月 3年未満 3 か月 3年~5年 6 か月 5年~10年 12 か月 3年未満 6 か月 3年未満 6 か月 3年未満 6 か月 3年未満 6 か月 3年へ10年 12 か月 10年以上 18 か月 3年未満 6 か月 10年以上 18 か月 3年未満 6 か月
5年~10年 5か月 10年~15年 6か月 15年以上 7か月 3年未満 3か月 3年~5年 6か月 5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 3年未満 6か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
10年~15年 6か月 15年以上 7か月 3年未満 3か月 3年~5年 6か月 5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 3年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
15年以上 7か月 3年未満 3か月 3年未満 6か月 5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 3年未満 6か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
3年未満 3か月 1 3年~5年 6か月 5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 1 3年入5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 6か月 1 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1
5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
5年~10年 9か月 10年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1 1
3年未満 6か月 1 3年~5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 6か月 1 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1
3年未満 6か月 1 3年~5年 9か月 5年以上 12か月 3年未満 6か月 1 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1
5年以上 12か月 3年未満 6か月 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1
3年未満 6か月 1 3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月 1
3年~10年 12か月 10年以上 18か月 3年未満 6か月
10年以上 18か月 3年未満 6か月
3年未満 6か月 1
3年~10年 12か月
10年以上 24か月
5年未満 1か月 1
5年以上 2か月
5 年未満 6 か月 1
5年以上 1年につき
(上限 24 か月) 1 か月加算
3か月~5年 3か月 1
5年~10年 6か月
10年以上 12か月
6か月~1年 1か月 1
1年~3年 3か月
3 年~5 年 6 か月
5年以上 24か月
6か月~3年 6か月 2
3年以上 12か月
3年以上 12か月 1

勤続年数 (以上~未満)	支給其	期間	学校数
6か月未満	長期欠勤3か月	休職6か月	1
6か月~1年	長期欠勤4か月	休職6か月	
1年~2年	長期欠勤5か月	休職1か年	
2 年~3 年	長期欠勤6か月	休職1か年	
3 年~6 年	長期欠勤7か月	休職1か年	
6年~9年	長期欠勤8か月	休職1か年	
9年~10年	長期欠勤9か月	休職1か年	
10 年以上	長期欠勤1か年	休職1か年	
		計	24

イ. 私傷病休職 (私学共済) 期間

勤続年数 (以上~未満)	支給期間	学校数
1年未満	1か月	1
1年~3年	2か月	
3年~10年	6か月	
10 年以上	8か月	
1 年未満	3か月	1
1年~3年	6か月	
3年~5年	9か月	
5年以上	12 か月	
1年未満	2か月	1
1年~3年	6か月	
3年~5年	9か月	
5 年~10 年	12 か月	
10 年以上	18 か月	
1 年未満	3か月	1
1年~3年	6か月	
3年以上	12 か月	
1年未満	3か月	1
1年~5年	6か月	
5年~10年	9か月	
10 年以上	18 か月	
1か月未満	3か月	1
1年~10年	12 か月	
10 年以上	24 か月	
1 年未満	3か月	1
1年以上	18 か月	

勤続年数 (以上~未満)	支給期間	学校数
1年未満	4 か月	1
1年~5年	15 か月	
5年~10年	24 か月	
10 年以上	33 か月	
1年未満	6か月	1
1 年以上	12 か月	
1年未満	7か月	1
1年~3年	12 か月	
3年以上	18 か月	
1年未満	12 か月	1
1年以上	24 か月	
1 年未満	12 か月	1
1年~3年	18 か月	
3年~5年	24 か月	
5年~10年	30 か月	
10 年~15 年	36 か月	
15 年以上	48 か月	
2年未満	6か月	1
2年~5年	8か月	
5年~10年	10 か月	
10 年~15 年	12 か月	
15 年以上	14 か月	

#1 //+ /- 14/	I	
勤続年数	支給期間	学校数
(以上~未満)		
2年未満	12 か月	1
2年~5年	18 か月	
5年~10年	24 か月	
10年~15年	30 か月	
15 年以上	36 か月	
2 年未満	21 か月	1
2 年~5 年	24 か月	
5年以上	30 か月	
3 年未満	3か月	1
3年~6年	6か月	
6 年~10 年	12 か月	
10 年~20 年	24 か月	
20 年以上	36 か月	
3 年未満	3か月	1
3年以上	12 か月	
3年未満	6か月	1
3年以上	12 か月	
3 年未満	6か月	1
3年~5年	9か月	
5年~10年	12 か月	
10 年以上	18 か月	
3 年未満	6か月	1
3年~5年	12 か月	
5年~10年	18 か月	
10 年以上	24 か月	
3 年未満	6か月	1
3年~10年	12 か月	
10 年以上	24 か月	
3 年未満	9か月	1
3年~10年	12 か月	
10 年以上	18 か月	
5 年未満	3か月	1
5年~10年	6か月	
10年~20年	12 か月	
20 年以上	18 か月	

勤続年数 (以上~未満)	支給期間	学校数
5 年未満	6か月	1
5 年 10 年	0 ルカ 12 か月	1
10 年以上	12 か月 18 か月	
5 年未満	6か月	1
5 年 10 年	12 か月	1
10 年以上		
5 年未満	24 か月 18 か月	1
1		1
5 年以上 10 年未満	24 か月 12 か月	1
10 年末何 10 年~15 年	, •	1
	18 か月	
15 年以上 10 年未満	24 か月	1
10 年末何 10 年以上	15 か月 31 か月	1
3 か月~5 年	21 か月 3 か月	1
		1
5年~10年	6か月 10か月	
10年以上	12 か月	1
6か月~2年	6か月	1
2年~5年	12 か月	
5年以上	24 か月	
1年以上	2週間	1
	又は2か月	
1年以上	6か月	2
1年~3年	6か月	1
3年~5年	9か月	
5年以上	18 か月	
1年~5年	12 か月	1
5年以上	24 か月	
1年以上	24 か月	2
3年以上	12 か月	1
	計	38

【C その他支給期間の内訳】

ア. 有休休暇での療養休職期間

私傷病復活年次休暇:上限 100 日

9か月 (精神性疾患についての別規定あり)

1年未満:3か月、1年以上~3年未満:6か月、3年以上:12か月 (結核性疾患2倍)

3年未満:6か月、3年以上~5年未満:8か月、5年以上:12か月 (準職員は、勤続年数に関係なく一律1か月)

5年未満:12か月、5年以上~10年未満:18か月、10年以上:24か月 (場合により6か月)

イ. 私傷病休職(私学共済)期間

12 か月 (非正規は、4 か月)

12 か月 (結核性疾患 24 か月)

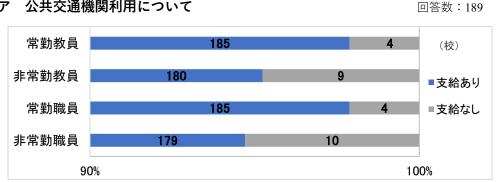
15 か月 (精神性疾患・結核性疾患 36 か月)

24 か月 (結核性疾患 36 か月)

私学共済の規定とおり

調査11 通勤手当 (月額)

ア 公共交通機関利用について



※支給なしには、回答なしを含む

アー① 支給方法

支給方法	常勤教員	非常勤 教員	常勤職員	非常勤 職員
A. 1 往復×勤務日数	4	131	5	124
B. 1 か月定期代	59	13	59	15
C. 6 か月 (3 か月) 定期代を分割 または一括	109	13	108	16
D. AまたはBかC	4	16	4	15
E. 回答なし	9	7	9	9
合 計	185	180	185	179

ア-② A~D 上限金額(月額)の内訳

上限金額(月額) (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
3,000 円未満		1		1
3,000~10,000 円		3		2
10,000~20,000 円	4	5	4	5
20,000~30,000 円	5	5	5	7
30,000~40,000 円	9	7	9	7
40,000~50,000 円	16	12	16	12
50,000~80,000 円	73	46	73	46
80,000 円以上	11	7	11	6
上限なし	48	59	49	56
その他	5	7	5	6
金額の記載なし	5	21	4	22
計	176	173	176	170

※「上限超過時は、その差額の1/2を加算」「初年度は半額」を含む

イ 自動車通勤について

イ−① 可または不可

自動車通勤の可否	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
A. 可	158	152	158	153
B. 不可	22	25	22	23
C. 回答なし	9	12	9	13
合 計	189	189	189	189

回答数:189

イ−② 「A または C」の場合の支給方法

	支給方法	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
a	距離に応じた額	130	112	130	116
b	距離に関係なく定額支給				
С	交通機関利用と同額	27	33	27	29
d	AまたはBかC		1		1
е	支給なし(回答なしを含む)	1	6	1	7
	1	158	152	158	153

【a 距離に応じた額の上限】

上限金額(月額) (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
3,000 円未満		5		6
3,000~10,000 円		1		1
10,000~20,000 円	9	10	9	11
20,000~30,000 円	27	13	27	17
30,000~40,000 円	33	15	33	18
40,000~50,000 円	11	9	11	9
50,000~80,000 円	25	19	25	19
80,000 円以上	4	2	4	1
上限なし	12	21	12	20
その他	1	5	1	3
金額の記載なし	8	12	8	11
計	130	112	130	116

回答数:189

ウ バイク通勤について

ウ-① 可または不可

バイク通勤の可否	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
A. 可	161	151	160	153
B. 不可	16	19	16	17
C. 回答なし	12	19	13	19
合 計	189	189	189	189

ウ−② 「A または C」の場合の支給方法

	支給方法	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
a	距離に応じた額	123	107	125	113
b	距離に関係なく定額支給	2	1	1	1
С	交通機関利用と同額	27	33	26	29
d	AまたはBかC	2		1	
е	支給なし(回答なしを含む)	7	10	7	10
	計	161	151	160	153

【a 距離に応じた額の上限】

上限金額(月額) (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
3,000 円未満	7	10	6	11
3,000~10,000 円	6	3	5	4
10,000~20,000 円	20	17	20	18
20,000~30,000 円	23	14	24	15
30,000~40,000 円	28	10	28	14
40,000~50,000 円	5	5	5	5
50,000~80,000 円	14	11	13	11
80,000 円以上	3	1	3	1
上限なし	8	16	8	16
その他	2	8	3	6
金額の記載なし	7	12	10	12
計	123	107	125	113

エ 自転車通勤について

エ-① 可または不可

自転車通勤の可否	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
A. 可	159	149	158	151
B. 不可	18	21	18	19
C. 回答なし	12	19	13	19
合 計	189	189	189	189

回答数:189

エ−② 「A または C」の場合の支給方法

	支給方法	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
a	距離に応じた額	119	102	120	108
b	距離に関係なく定額支給	5	4	5	4
С	交通機関利用と同額	27	33	26	29
d	AまたはBかC	2		1	
е	支給なし(回答なしを含む)	6	10	6	10
	計	159	149	158	151

【a 距離に応じた額の上限】

上限金額(月額) (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	常勤職員	非常勤 職員
3,000 円未満	6	10	6	11
3,000~10,000 円	9	6	7	5
10,000~20,000 円	19	16	20	17
20,000~30,000 円	22	12	22	13
30,000~40,000 円	24	9	24	13
40,000~50,000 円	5	5	5	5
50,000~80,000 円	13	10	13	11
80,000 円以上	3	1	3	1
上限なし	3	10	3	10
その他	2	8	3	6
金額の記載なし	13	15	14	16
計	119	102	120	108

回答数:189

オ 通勤手段の確認方法について

Νο	確認方法	学校数
1	年1回以上確認(随時)	42
2	定期券更新時に確認	17
3	定期的な確認のみ	7
4	確認していない(回答なしを含む)	87
5	その他	39
	合 計	192

※複数回答

【5. その他の詳細】

詳細な回答	学校数
年2回	2
2~3年に1回	1
運賃改定や通勤経路変更時に確認	4
採用時、住所変更時、異動時等に確認	6
学内監査の際に確認する場合がある	2
法人が運賃額が最低限となる経路及び通勤手当を決定	2
自己申請をもとに自宅からの交通経路を確認	2
自動車通勤は申請書受入れや共同駐車場利用で確認	3
自動車任意保険更新時	2
車両通勤者のみ年1回	1
高速利用者は年に1回利用実績を確認	1
住居の確認の際に声かけている	1
申請時に確認	6
通勤手当検認を実施	3
年度初めに公共交通機関の定期券や乗車券の金額の確	1
認や、車両通勤の場合は5年毎に確認	1
不定期に確認	2
計	39

調査12 扶養手当(月額)

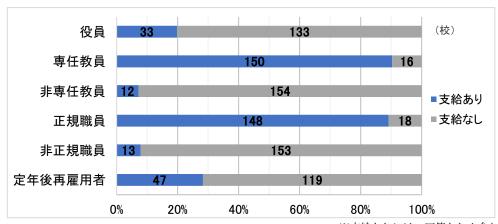
回答数:189

No	調査内容	学校数	%
1	県立高校と同じ (子10,000円、子以外6,500円、満15歳~満22歳の子は5,000円加算)	18	9.5%
2	県立高校を参考(支給条件は同じだが、金額は独自)	29	15.3%
3	学園独自の基準で支給	137	72.5%
4	定めなし (扶養手当なし)	5	2.7%
	合 計	189	100.0%

ア 配偶者手当について

(「2. 県立高校を参考」「3. 学園独自の基準で支給」の回答数:166)

アー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む ※支給ありに「月給制教職員のみ対象」4件「常勤のみ」2件を含む

アー② 支給金額

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任 教員	正規職員	非正規 職員	定年後 再雇用者
5,000~10,000 円	9	36		34	2	17
10,000~15,000 円	6	33	4	33	6	16
15,000 円~20,000 円	15	55	6	55	4	11
20,000 円以上	3	23	1	23	1	3
役職等によって金額が異 なる		2		2		
被扶養者数による		1		1		
金額の記載なし			1			
計	33	150	12	148	13	47

ア-③ 年収等の条件

条件	学校数
A. 年収〇〇円未満	111
B. 他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者	40
C. 私学共済の認定基準に合っているもの	25
D. その他	17

※複数回答

【A 年収金額】

【D その他の詳細】

金額 (未満)	学校数
95 万円	1
100 万円	3
103 万円	29
120 万円	2
130 万円	64
150 万円	6
201 万円	1
金額の記載なし	5
計	111

学校数
10
1
4
1
1
17

※「年金収入は180万円未満」1件を含む

アー④ 年収等の確認方法

	確認方法	学校数
A. 配偶者の調	R税所得証明書・源泉徴収票等の証明書提出(年末)	77
B. 住民票提出	1	19
C. 給与所得者	行の扶養控除等(異動)申告書	25
D. その他		40

※複数回答

【D その他の詳細】

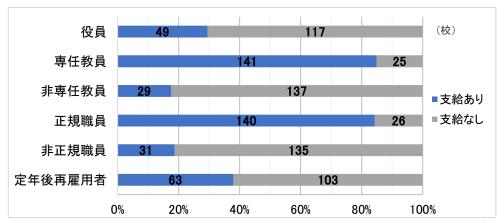
健康保険の被扶養者確認と一緒に行う	1
雇用証明	1
収入見込証明書	7
随時確認(口頭、ヒアリング)	4
住民票、マイナンバー等	4
年金通知書	4
市県民税通知書	3
雇用保険離職票	2
必要書類 (所定の用紙)	4
自己申請	9

※自由複数回答

イ 扶養親族(家族)手当について

(「2 県立高校を参考」「3 学園独自の基準で支給」の場合 回答数:166)

イー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

※支給ありに「常勤講師のみ」1件「非常勤職員として再雇用された場合は支給なし」1件を含む

イー② 支給金額

金 額 (以上~未満)	1 人目 (配偶者あり)	1 人目 (配偶者なし)	2人目	3人目以降	その他 の親族
5,000 円未満	7	3	8	28	12
5,000~6,000 円	19	13	24	30	8
6,000~7,000 円	61	30	61	40	10
7,000~8,000 円	10	6	8	8	2
8,000~10,000 円	13	9	14	12	4
10,000~12,000 円	31	73	33	27	5
12,000~15,000 円	1	8	2	2	1
15,000 円以上	9	10	2	2	
対象者により金額 が異なる	4	4	4	4	3
計	155	156	156	153	45

【続柄等による増減額】

増減額		
3500 円未満増	8	
3500 円増	15	
3501~6500 円増	4	
6500 円以上増	1	
第一子のみ 2000 円増	1	
3人目以降の支給は		
2, 200 円少なくなるが	1	
子は対象外		
孫 1500 円増	1	
孫 3500 円増	1	
父母・祖父母 4,000 円減	1	
子以外で扶養していない	1	
親族 3,500 円減	1	
計	34	

配偶者を扶養しない場合		
500 円	1	
2,000 円	1	
1 名加算	1	
計	3	

【子の年齢による特別加算】 (児童手当・教育手当・教育助成手当)

対象年齢	
15~22 歳	13
15 歳(第一子から第三子)	1
16~18 歳	1
16~22 歳	20
18 歳以上 ※条件付き	1
18~22 歳	1
幼稚園等~大学在学 ※	5
在籍ごとの対象年齢 ※	2
孫 15~22 歳	1
孫 18~22 歳	1
弟妹 18 歳	3
弟妹 18~22 歳	1
特定扶養親族期間	1
計	51

加算金額				
5,000 円未満	4			
5,000 円	28			
5,001 円以上	5			
在籍ごとに加算	3			
(1,000~4,000 円)	3			
金額未記入	11			
計	51			

【※ 説明】

- ・ 配偶者を扶養し(その職員に配偶者がないときを除く。)、かつ、大学等に在籍。ただし、科目等履修生、聴講生、研究生等、正規課程に在籍しない場合、及び在籍する課程が通信課程である場合や休学中は支給しない。
- ・ 在学+対象年齢が条件:3~22歳、6~22歳、16~22歳
- ・ 在籍ごと対象年齢:高等学校 19 歳、専修学校 22 歳、高等専門学校・短大・大学 25 歳

● 高校編/12 扶養手当(月額)

イー③ 支給対象の条件

条件	子	孫	父母	祖父母	兄弟姉妹	その他の親族
A. 同居であること	2	5	10	6	6	3
B. 被扶養者の範囲内 (所得 税法上の控除対象、私学 事業団扶養認定者等)	20	12	22	13	12	20
C. 他に生計の途がなく、主 として教職員の扶養を受 けている者	20	16	20	16	17	17
D. 生計を一にしている者	3	2	4	2	3	
E. 2 親等内(血族)	4	1	2	2	2	8
F. 学生である者						
G. 心身に障害のある者	2	3	1		3	64
H. 年齢条件あり	127	75	106	87	82	7
I. 収入条件あり	38	23	49	38	29	9
J. その他	5	3	4	2	3	4

※複数回答

【H.年齢条件の詳細】

年 齢	子	孫	父母	祖父母	兄弟姉妹	その他の親族
8 歳未満		1				
義務教育終了まで					1	
18 歳未満	24	9			17	1
18 歳年度末	4	3			2	
20 歳未満	5	3			2	
22 歳未満	19	15			13	
22 歳以下	14	6			5	
22 歳年度末	51	35			37	
23 歳未満	4	1			2	
24 歳年度末	1	1				
15~22 歳年度末	1	1			1	2
18~22 歳年度末	1					
18 歳以上						1
60 歳以上			95	80	4	
65 歳以上			9	7		1
72 歳以上			1			
75 歳以上						2
年齢の記載なし	3		1		1	
計	127	75	106	87	85	7

【在学による支給期間の延長】

延長の基準	子	孫	兄弟 姉妹
学生等	5	2	
在学中	3	2	1
高校在学	1		
大学等在学中	10	6	2
学校教育法規定の 学校在学中	7	3	
" 又は受験準備	1		
計	27	13	3

年齢の延長 (年度末まで)	子	孫	兄弟姉妹
22 歳	12	6	2
23 歳	1		
24 歳	1		
25 歳	1		
30 歳	2	2	
制限なし	10	5	1
(記載なし含む)			
計	27	13	3

※「大学院の子は除く」5件、 孫・兄弟姉妹各3件を含む ※子 23 歳には「医学部生 25 歳まで延長」を含む

【Ⅰ、収入条件の詳細】

収入	子	孫	父母	祖父母	兄弟姉妹	その他の親族
100 万円未満	1	1	3	1	1	
103 万円未満	4	1	8	4	2	1
130 万円未満	31	20	28	24	25	8
150 万円未満			1			
180 万円未満			3	3	1	
年金 180 万円未満			3	3	1	
年金(65 歳未満 180 万円						
以下、65 歳以上 158 万円				2		
以下)						
金額の記載なし	1		2	1	1	
税法上で定められている			1			
範囲			1			
非課税者	1	1	1	1		
計	38	23	50	39	31	9

イ-④ 年収等の確認方法

確認方法	学校数
a. 扶養親族の課税所得証明書・源泉徴収票等の	91
証明書・扶養控除等申請書	
b. 住民票等提出	32
c. 私学共済届出状況	21
d. 確認せず	17
e. その他	23

※複数回答

調査13 住宅手当(月額)

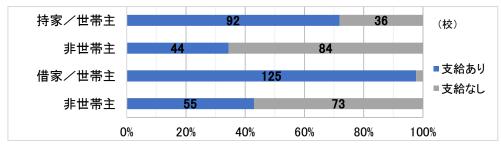
回答数:189

Νο	調査内容	学校数	%
1	公務員と同じ	36	19.1%
2	学園独自の基準で支給	128	67.7%
3	定めなし (住宅手当なし)	25	13.2%
	合 計	189	100.0%

ア 専任教職員について

ア-① 「2. 学園独自の基準で支給」の場合の支給の有無

回答数:128



※支給なしには、回答なしを含む

ア-② 支給金額 (上限金額)

金額	世青		非世	帯主
(以上~未満)	持家	借家	持家	借家
2,000 円未満	1		1	
2,000~4,000 円	11	1	5	4
4,000~6,000 円	11	5	2	2
6,000~8,000 円	3	2	4	4
8,000~10,000 円	5	3	6	6
10,000~13,000 円	13	9	11	10
13,000~16,000 円	14	15	4	5
16,000~20,000 円	16	19	4	6
20,000~25,000 円	15	28	5	8
25,000~30,000 円	1	33	1	7
30,000 円以上	1	7		2
計算方法・条件の み回答	1	3	1	1
計	92	125	44	55

ア-③ 借家の家賃に対する計算方法

家賃に対して	世帯主	非世帯主
45%	1	
50%	6	
6,000 円+ (家賃-11,000 円) ×1/2	1	
6,500円+超えた家賃の1/2まで	1	
(家賃-9,000円) ×1/2	1	1
14,500 円以下:家賃-6,000 円、14,500 円を超える場合:((家賃-14,500 円)×1/2) +8,500 円	1	
23,000 円以下:家賃-12,000、23,000 円を超える場合:(家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円	5	3
24,000 円以下:家賃-13,000 円、24,000 円を超える場合: (家賃-24,000円)×1/2+11,000円	1	1
25,000 円以下:家賃-14,000 円、25,000 円を超える場合: (家賃-25,000 円) ×1/2+11,000 円	1	
27,000 円以下:家賃-13,000 円、27,000 円を超える場合: 14,000 円+(家賃-27,000 円)×1/2		1
27,000 円以下:家賃-16,000 円、27,000 円超:11,000+(家賃-27,000) ×1/2	1	1
34,000 円以下:家賃-23,000 円、34,000 円を超える場合:(家賃-23,000 円) ×1/2+11,000	1	
23,000 円以下:家賃-12,000円	1	
55,000 円以上の場合 28,500 円、55,000 円以下の場合は家賃が 1000 円下がるごとに 500 円減額して支給	1	
一律支給(計算方法回答なし、満たない場合は実費を含む)	103	48
計	125	55

● 高校編/13 住宅手当(月額)

アー④ その他条件

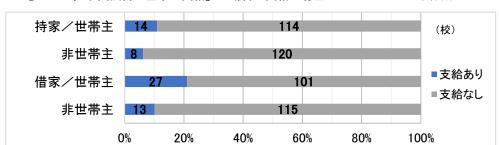
	内容	件数
持家	5年間のみ支給	5
	5年間増額	4
	自己所有	8
	所有権の割合に応じた支給	1
	利子補給制度として支給	1
借家	家賃下限(4,500円、11,000円、50,000円)	4
	契約者	7
	家賃を支払っている者	4
	勤務年数による限度額の設定	1
	市外居住は減額	1
	私学共済加入者	2
	公務員準拠	1
	人事異動等自宅から通勤することが不可能になり、新たに単	3
	身で賃借する場合	,
共通	内部規程の定めに従う	1
	扶養家族がある場合増額	15
	年齢(35 歳未満、39 歳まで)	2
	非世帯主は配偶者を有する場合のみ	2
	結婚している場合世帯主が条件	2
	世帯主に準ずる者	2
	同一世帯に住宅手当の支給を受けている者がいる時は支給し	8
	はい	

※自由回答

回答数:128

イ 非専任教職員について

イ-① 「2. 学園独自の基準で支給」の場合の支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

イ-② 支給金額 (上限金額)

金額	世帯主			帯主
(以上~未満)	持家	借家	持家	借家
2,000 円未満				
2,000~4,000 円	3	1	2	2
4,000~6,000 円	2			
6,000~8,000 円		1		
8,000~10,000 円	2	1	1	1
10,000~13,000 円	2	1		
13,000~16,000 円		2		
16,000~20,000 円	1	4		1
20,000~25,000 円	1	5	3	4
25,000~30,000 円		6		1
30,000 円以上		4		2
計算方法・条件の み回答	3	2	2	2
計	14	27	8	13

イ-③ 借家の家賃に対する計算方法

家賃に対して	世帯主	非世帯主
45%	1	
6,500円+超えた家賃の1/2まで	1	
14,500 円以下:家賃-6,000 円、14,500 円を超える場合: ((家賃-14,500 円) ×1/2) +8,500 円	1	
23,000 円以下:家賃-12,000 円、23,000 円を超える場合: (家賃-23,000 円) ×1/2+12,500 円	1	1
一律支給 (計算方法回答なし、満たない場合は実費支給を含む)	23	12
計	27	13

● 高校編/13 住宅手当(月額)

イ-④ その他条件

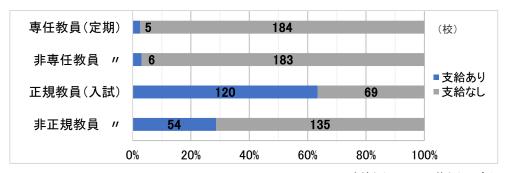
	内容	件数
持家	利子補給制度として支給	1
借家	契約者	4
	家賃を支払っている者	3
	私学共済加入者	2
	人事異動等自宅から通勤することが不可能になり、新たに単	2
	身で賃借する場合	
共通	内部規程の定めに従う	4
	扶養家族がある場合増額	3
	年齢 (35 歳未満まで)	4
	結婚している場合世帯主が条件	2
	同一世帯に住宅手当の支給を受けている者がいる時は支給し	8
	ない	

※自由回答

調査14 試験問題作成手当

回答数:189

【定期試験/入試試験の問題作成手当支給の有無】



※支給なしには、回答なしを含む

【支給金額又は支給基準】

定期試験問題	専任 教員	非専任 教員
2,000~3,000 円	1	3
3,000 円以上	1	2
科目・内容による	1	1
計算基準による	2	
計	5	6

入試問題	専任 教員	非専任 教員
10,000 円未満	11	8
10,000 円	16	7
10,001~20,000 円	12	6
20,000~40,000 円	18	8
40,000 円以上	8	3
時間・試験区分に	4	3
より異なる	4	3
担当者で按分	8	6
科目ごとの金額	11	1
年度の予算による	2	2
作問数による	3	
規程等の計算方法	4	
詳細な回答なし	23	10
計	120	54

● 高校編/14 試験問題作成手当

【その他試験に関する手当て、対象者(対象者不明の回答)】

入試手当	入試業務に従事した職員
	当日一般、問題検討・印刷・判定等特別手当
	2月に専任教職員、嘱託職員(一部除く)27,000円
	3月に専任教職員 10,000~40,000 円
	11,000円/半日、22,000円/1日
共通テスト手当	大学入学共通テスト業務に従事した職員
模試監督手当	1 教科 1,700 円
転入学試験	1 教科 1, 200 円
復学試験手当	休学等をした生徒が復学するにあたり学力テストに関する業務に
	従事する教員に支給 (1 教科 2,000 円)
採点手当	詳細未記入
試験問題校閲	5,000 円

調査15 部活動指導手当

回答数:189

No	規定の有無	学校数	%
1	部活動手当として一律支給	28	14.2%
2	顧問手当(+休日手当)を支給	16	8.1%
3	勤務時間内に部活動を行っている	1	0.5%
4	休日出勤・公式戦等、条件により手当支給	58	29.4%
5	代休措置、変形労働時間制で対応	9	4.7%
6	支給なし	41	20.8%
7	その他	44	22.3%
	合 計	197	100.0%

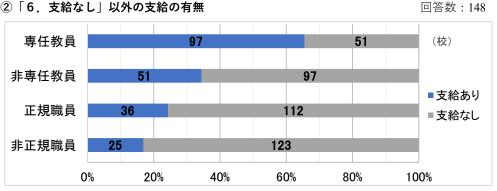
※複数回答

①「4. 条件により手当支給」の詳細な回答

勤務時間外 1 回 4 時間以上 休日	1 1 25
休日	
	25
休日 2 時間以上	1
休日 3 時間以上	1
休日 4 時間以上	3
引率	6
宿泊	5
公式戦	7
内部規程等による	2
他の手当として支給(時間外、超過勤務、時間外、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、特別、	3
殊勤務、土日出勤当)	_
強化練習、上級大会出場加算有	1
所属校を会場とする活動の場合のみ支給	3
詳細な回答なし	25

※複数自由回答

②「6. 支給なし」以外の支給の有無



② 支給金額・条件

金額・条件	専任	非専任		非正規
400~2, 400 円	教員 3	教員 2	職員 2	職員 1
一律 12,000 円未満	5			1
一律 12,000 円以上	5	4	3	3
休日 時間に応じて 400~5, 100 円	7	1	2	
休日 3時間以上3,000円	1	1	1	
休日 4時間以上1,200~3,600円	5	2	4	2
平日 放課後以外 1,000 円	1		1	
平日 時間外 (強化クラブ以外) 200円	2	2		
時給 1,000 円まで	3	3	1	1
時給 1,001 円以上	1	5	1	2
時給×活動時間数 (上限 2.5 時間まで)		1		1
平日 300~500 円/時	2			
平日 2 時間まで 500 円		1		
放課後 400~1,070 円/時	2		1	
休日 150~750 円/時	4	1	1	1
休日 4時間まで750円		1		
4 時間以上 2, 500 円	2		2	
半日 1,500 円	1			
時間に応じて 350~5, 400 円	8	3	2	3
日数に応じて	3	1		
2,000 円~5,000 円/日	4	4	5	6
平日 600 円/日	1		1	
休日 1,000~5,500円/日	11	1	6	1
休日 部活指導手当とは別に時間・条件に応じ て 2,000~5,500 円/日	3	3		
休日 校内 1,200~2,500円/日	2	1		
休日 課外・引率 1,000~6,000円/日	7	2	4	2
平日 公式戦 500円/日	1			
公式戦 2,200~3,600円/日	4	1	1	1
休日 公式戦 1,000~5,000円/日	2	2	3	1
練習試合 2,000 円/日	1			
合宿 2,000~3,000円/日	2	1		
宿泊(合宿) 2,200~6,000円/泊	5	3	4	2
合宿 3,000円/日+500円/泊	1			
1月 5,000円まで	6	3	4	2
1月 5,001円以上		3		

	専任 教員	非専任 教員	正規職員	非正規職員
文化部 2,000~4,000 円/月	2	1		
運動部 6,000~15,000 円/月	3	1		
1,000 円/月+休日 3 時間程度 2,700 円/日	1	1	1	1
平日週2日2時間以上一律3,000円/月+休日時間に応じて500~1,500円	1			
個別顧問 10,000~50,000 円/月	1			
半期 5,000~15,000 円	2	1	1	
8,000円/年	1	1		
文化部 5,000 円/年	1			
運動部 10,000 円/年	1			
活動実績に応じて 3,000~6,000 円/年	1			
年度末評価給と毎月報告により支給	1	1	1	
契約形態により 5,200~7,800 円		1		
外部指導者として個別に契約				1
部活規定による	1			
計	121	58	52	31

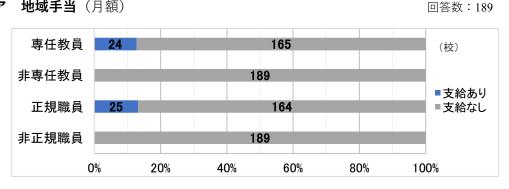
※複数自由回答

【その他対象者不明の回答】

他の手当として支給(時間外、超過勤務、時間外、特別、特殊勤務、土日出勤当)	6
学校法人以外からの支給 (PTA、後援会等)	12
手当の支給又は振替休日	3
自己申告	2
正顧問、副顧問に支給	1
内部規程等による	2
平日固定額に休日の活動分を加算	2
活動内容・時間・実績に応じて	17
部活動専用の雇用契約(顧問)により時給計算支給	1

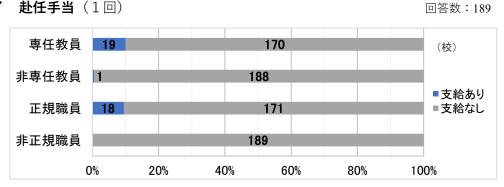
調査16 2~15以外の手当

ア 地域手当 (月額)



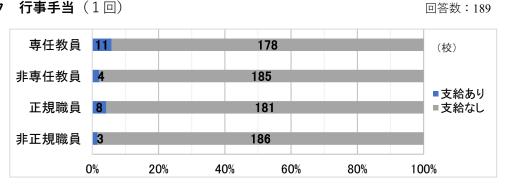
金額 (以上~未満)	専任教員 非専任 教員		正規職員	非正規 職員
本俸×3%	3		4	
本俸×7%	1		1	
本俸×9.2%	1		1	
本俸×10%	1		1	
本俸×11%	1		1	
本俸×12%	1		1	
本俸×15%	1		1	
(本俸+手当等) ×5%	1		1	
(本俸+教職調整額)×3%	1			
(本俸+役職手当) ×12%	1		1	
(本俸+職務調整額+扶養手当) ×10%	1		1	
(本俸+教職調整手当+扶養手当)×3%	1		1	
(本俸+役職手当+扶養手当)×19%	1		1	
(本俸+教職調整手当+扶養手当+管理職手				
当) ×10%	1		1	
(本俸+給料調整額+扶養手当+管理職手当)				
×3%	1		1	
(本俸+調整額+扶養手当)×6.2%	1		1	
(本俸+調整額+扶養手当+管理職手当) ×				
2%	1		1	
(本俸+管理職手当+扶養手当) ×1.4%	1		1	
(本俸+管理職手当+扶養手当)×3%	1		1	
(本俸+管理職手当+扶養手当) ×4%	1		1	
(本俸+管理職手当+扶養手当) ×7.5%	1		1	
(本俸+管理職手当+扶養手当) ×12%	1			
支給額は法人内で協議の上決定			2	
計	24	1	25	1

イ 赴任手当(1回)



金額 (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	正規職員	非正規 職員
23,000 円	1		1	1
30,000 円	1		1	
27,900 円	1		1	
200,000~400,000 円	1		1	
500,000 円	1		1	
旅費規程等による	8		8	
距離による	1		1	
単身:初年度4月 100,000円				
全員:初年度4月 200,000円	1		1	
別途、赴任時1回のみ30万円を限度額とし				
て支給する場合がある	1	1	1	
詳細な回答なし	3		2	
計	19	1	18	1

ウ 行事手当(1回)



金額 (以上~未満)	専任教員	非専任 教員	正規職員	非正規 職員
1,000 円~2,880 円	2		1	
4,000 円	2	1	2	1
4,250 円	2			
5,000 円	2		2	
6,000 円	1	1	1	1
7,900 円	1	1	1	1
8,000円	1		1	
必要に応じて		1		
詳細な回答なし	2		1	
計	11	4	8	3

エ ア~ウ以外の手当

祝金	表彰祝金:役員・専任教職員 50,000 円				
	職員が叙勲、褒章、その他社会的顕彰を受けたときは、100,000円を上限とし				
	て理事長が決定する額を褒賞祝金として贈る				
調整等	調整手当: (本俸+教・職調整額+家族手当+初任給調整手当) ×12%に相当する				
	額を専任教員に支給				
	調整手当:本給+各手当の 10%				
	調整手当:専任教職員(本俸+扶養手当+管理職手当)×10/100				
	期末手当:6月と12月に(基本給+教職調整手当+扶養手当+地域手当)×				
	220/100 の金額を支給				
	期末手当:6・12 月支給 支給対象:専任教員・正規職員 (基本給+教職調				
	整額+扶養手当)×職務加算×120%、12 月支給 支給対象:非専任教員 予算				
	の範囲内で理事長が決定				
	期末手当・勤勉手当:6月(2.2か月分)、12月(2.5か月分)、3月(0.55か				
	月分)				
	勤勉手当:6・12 月支給 支給対象:専任教員・正規職員 (基本給+教職調				
	整額)×職務加算×100%				
	超過勤務手当:専任職員				
	超過勤務手当:法定労働時間を超える勤務をさせた場合に支給				
	超過授業手当 1 コマ 5,000 円				
	初任給調整手当:本俸が一定の号俸にある専任教員に支給(号俸に応じて月額				
	700 円~2,000 円)				
	共済手当:専任教職員私学共済本人負担((加入者保険料+退職等年金給付掛				
	金)×2)×35/1000				
	年度末評価を行い、全教職員を対象とした特別手当を支給				
	物価調整手当:(本俸+職員調整手当+扶養手当+管理職手当)×3%				
	勤務調整手当:3月に専任教職員30,000円(駐車場・学食の設備がないた				
	(b)				
	固定残業手当: 勤続年により 30,000 円~60,000 円				
広報	生徒募集対策手当:本校の学校説明会等の入試に関わる行事を行った場合				
	1000円/日				
	中学校訪問手当:中学校へ生徒募集活動訪問した場合 700円/1校あたり				
	生徒募集のための中学校訪問: 1 校につき 500 円				
	長期休業期間以外の休日に中学校・高校において生徒募集担当係として校外での業務は見ばったののの開				
4 ≒ 4 .1	の業務1日につき3,000円				
福祉	リフレッシュ手当 (4月): 50,000円 (支給対象: 勤続15年、25年、35年)				
	福利手当:私立学校教職員共済法で定める標準給与の等級区分に応じて支給				
	(手当額:3,200円~10,700円)				
	人間ドック補助手当				

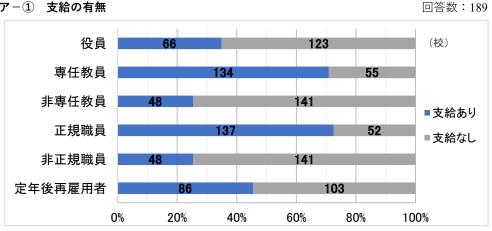
事務	時間割編成手当:授業時間割の編成作業に従事する専任教員に支給(一業務 15,400円)
	時間割編成手当:日額 2,500 円
	教育業務連絡調整手当:各部長、学年主任一律 5,000 円
	調査書作成:10,000円/年
	調査書発行
4+: T/4-	教科会議
特殊・	用務業務手当:10,000円
特別	運転手当:生徒を公用車へ同乗させて運転した場合 1000円/日
	運転業務手当:17,000円
	立哨手当(1回1,000円)
	産業教育手当:工業の教諭又は助教諭の免許状を有する者で、実習を伴う工業
	に関する科目を主として担任する者に、給料月額×5%以内で支給
	業務手当:ボイラー業務に従事する職員及び法人が特に定めた職員に対して支
	給(金額は法人内で協議の上決定)
	調理指導担当教員:月額 50,000 円
	調理特別手当:30,000 円
	特定日勤務: 土曜日の午後または休日に学内で開催される行事や公式試合など
	に対して、半日/2,500円、1日/5,000円を申請ベースで支給
	特別手当:学院の発展に対し、特に功労のあった者/教育実践に対し、特に功
	労のあった者/特に必要と認めた者に、理事長がその都度決定した金額を支給
	特別業務手当:所属長の申請により支給することができる(金額は法人内で協
	議の上決定)
	毒劇取扱管理者
	システム管理手当:各分掌の課長、ICT 推進室長
	養護教諭兼務
	司書教諭兼務
	臨時に特定業務を兼務
精皆勤	専任教員 5,000 円
	精勤手当: 専任教員 15,000 円
	皆勤手当: 専任教員 30,000 円
退職	退職時に勤務年数6カ月以上の職員が、条件を満たし協議の上見舞金が支払わ
10.5%	れる場合がある
	退職時御餞別: 10,000円
兼務	小学校:基礎給の4% (月給)、賞与+4万円
	// : 1,500 円/50 分授業
	小中学校:具体的業務内容並びに支給額は、部門長間で協議し稟議申請
	大学: 21,500~31,600 円/月
	八寸・21,500 - 31,000 1/月

生徒等	生徒指導:校内外における生徒の指導の任にあたることを目的として専任教員
	に対し一律支給(月額7,000円)
	生徒死亡:10,000円
	生徒保護者死亡:10,000 円
	PTA 会員又はその配偶者の死亡: 5,000 円
他	小論文指導:12,000 円
	自習監督:350~500 円
	渉外職員の自家用車利用手当(年間 50,000 円)
	会議延長
	委員手当:非正規職員 7,200 円
	託児手当:小学生未満の子を幼稚園等に預ける場合 3,000 円
	学資手当:専任の教職員本人、子及び配偶者が設置校に在籍する場合に、1年
	間の授業料の70%に相当する額を等分し、支給する
	校医手当:校医業務の場合に、月額1万円を支給する
	子が学園中高在籍:授業料負担額の半額を12分割
	学校の規程はないが、その都度相談支給する場合がある
	学校長の判断により決める場合がある
	学園後援会、PTA 後援会から支給することがある

調査17 慶弔手当・見舞金

ア 結婚祝金について

アー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

アー② 支給金額

金額(以上~未満)		役員	専 任 教 員	非専任教員	専 任 職 員	非専任職員	再雇佣者
10,000 円未満		2	3	4	3	4	4
10,000~20,000 円		12	33	15	32	17	25
20,000~30,000 円		16	38	13	38	12	24
30,000~40,000 円		21	39	10	40	9	24
40,000~60,000 円		7	17	2	18	2	5
60,000 円以上		1	2	1	2	1	1
その他		4		1		1	1
回答なし		3	2	2	4	2	2
	計	66	134	48	137	48	86

※複数の場合、金額の高い方を採用(低い方だと勤続年数の短い人のため)

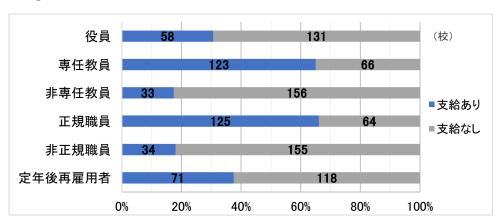
ア-③ その他の詳細/条件等

理事長・校長の判断により個別に対応	1
勤続年数による	10
勤続1年以上	2
勤続3年以上	1
初婚に限る	3
初婚・再婚にかかわらず、法人在職中1回限り	7
法定の婚姻届をした者	3
内縁関係の婚姻含む	1
書類・証明書等の確認	3
内縁関係の婚姻は除く	2
法人からではなく、教職員で組織している互助会から	2
該当する者同志が結婚する場合は、いずれか一方は半額	1
教職員が結婚したとき	4
出席した場合	1
役員の場合別途対応	2
役員は理事のみ	2
常勤講師のみ	1
非常勤は、規程の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上適用	1
非専任教職員(非常勤)の場合、10年以上勤務で支給対象	1
非正規職員は一部除く	1
本人の婚姻の場合	3
子の結婚は、本人の 1/3 を支給	2

※自由複数回答

イ 出産祝金について

イー① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

回答数:189

イ-② 支給金額

(1) 本人出産

金額(以上~未満)	役員		専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇役用者
10,000 円未満		8	17	11	17	12	14
10,000~20,000 円		30	76	15	76	15	37
20,000~30,000 円		6	17	3	17	3	8
30,000~40,000 円		9	9	2	11	2	6
40,000~60,000 円		2					
60,000 円以上			1	1	1	1	1
その他		2					
回答なし		1	3	1	3	1	5
	計	58	123	33	125	34	71

※複数の場合、金額の高い方を採用(子の数による場合あり)

(2) 配偶者出産

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇佣者
10,000 円未満	8	16	10	16	11	14
10,000~20,000 円	27	66	15	66	15	35
20,000~30,000 円	5	14	2	14	3	7
30,000~40,000 円	11	7	1	9	1	6
40,000~60,000 円						
60,000 円以上		1	1	1	1	1
その他	2					
回答なし (支給なし含む)	5	19	4	19	3	8
計	58	123	33	125	34	71

※複数の場合、金額の高い方を採用(子の数による場合あり)

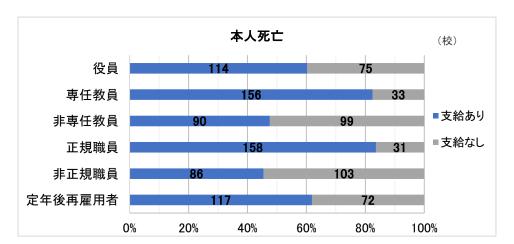
イ-③ その他の詳細/条件等(本人・配偶者共通)

理事長・校長の判断により個別に対応	2
勤続年数による	1
勤続1年以上	2
教職員が出産したとき	5
第1子のみ	3
第1子>第2子以降	8
第 3 子以降增額	1
多胎出産の場合には、全員を対象	1
多胎出産の場合は、1人につき2万円加算	2
法人ではなく、教職員で組織している互助会から	2
該当する者同志が結婚する場合は、いずれか一方に支給	1
法定の出生届をした子	2
内縁関係にある者	1
死産対象外	2
役員は理事のみ	2
役員の場合別途対応	1
常勤講師のみ	1
非常勤は、規程の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用	1
非専任教職員(非常勤)の場合、10年以上勤務で支給対象	1
非正規職員は一部除く	1
本人の子女が出生した場合	1

※自由複数回答

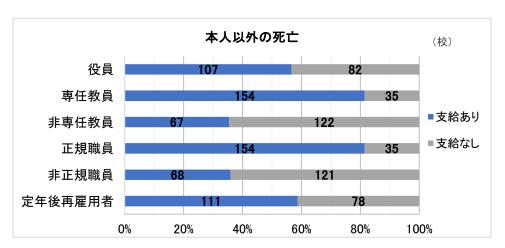
ウ 死亡弔慰金について

ウ-① 支給の有無



※支給なしには、回答なしを含む

回答数:189



※支給なしには、回答なしを含む

ウー② 支給金額

(1) 本人死亡

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇用者
10,000 円未満						
10,000~20,000 円	4	12	17	12	14	14
20,000~30,000 円	3	10	9	10	9	8
30,000~40,000 円	11	15	15	15	16	20
40,000~70,000 円	22	31	23	31	23	25
70,000~100,000 円	4	5	4	5	2	5
100,000~200,000 円	33	46	5	46	4	21
200,000~300,000 円	7	10	2	10	3	7
300,000~600,000 円	7	5		5		2
600,000 円以上		2		2		1
その他	17	14	10	16	10	10
回答なし	6	6	5	6	5	4
計	114	156	90	158	86	117

※複数の場合、金額の高い方を採用(低い方だと勤続年数の短い人のため)

(2) 配偶者死亡

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇佣者
10,000 円未満		2		2		2
10,000~20,000 円	17	27	23	27	25	28
20,000~30,000 円	11	20	12	20	12	16
30,000~40,000 円	32	57	19	58	18	36
40,000~70,000 円	25	34	4	33	4	19
70,000~100,000 円	1	3	1	3		1
100,000~200,000 円	4	5		5	1	2
200,000~300,000 円						
300,000~600,000 円						
600,000 円以上						
その他	9	1	6	1	6	2
回答なし (支給なし含む)	8	5	2	5	2	5
計	107	154	67	154	68	111

※複数の場合、金額の高い方を採用(低い方だと勤続年数の短い人のため)

● 高校編/17 慶弔手当・見舞金

(3) 一親等死亡

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇佣者
10,000 円未満	2	5	4	5	4	5
10,000~20,000 円	34	59	34	58	34	48
20,000~30,000 円	28	46	11	46	10	32
30,000~40,000 円	20	33	8	33	10	17
40,000~70,000 円	4	2		2		1
70,000~100,000 円		1	1	1		
100,000~200,000 円						
200,000~300,000 円						
300,000~600,000 円						
600,000 円以上						
その他	5		4		4	
回答なし (支給なし含む)	14	8	5	9	6	8
計	107	154	67	154	68	111

※複数の場合、金額の高い方を採用(低い方だと勤続年数の短い人のため)

(4) その他親族死亡

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇任後
10,000 円未満	6	14	11	14	11	15
10,000~20,000 円	25	48	14	48	14	30
20,000~30,000 円	9	14	2	14	2	9
30,000~40,000 円	3	3	1	3		2
40,000~70,000 円						
70,000~100,000 円						
100,000~200,000 円						
200,000~300,000 円						
300,000~600,000 円						
600,000 円以上						
その他	5		3		3	
回答なし (支給なし含む)	59	75	36	75	38	55
計	107	154	67	154	68	111

※複数の場合、金額の高い方を採用(低い方だと勤続年数の短い人のため)

※回答のあった対象者・条件:義父母、養父母、配偶者父母、兄弟姉妹、祖父母、三親等以内、 扶養親族、同居

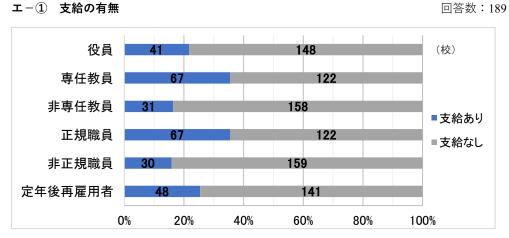
ウ-③ その他の詳細/条件等

都度協議	9
理事会・理事長・校長が定める	4
勤続年数	21
勤続年数は常勤期間のみ	1
勤続 10 年以上	1
(本俸+諸手当) ×勤続年数×1/10	2
本俸月額×勤務年数×1/10	1
私学共済標準給与1か月相当額	1
基本給 $+\alpha$	1
本俸 1 月分	5
年棒1年分	1
供料	1
職位による	2
業務外の死亡は半額	1
該当者が重複するときは、一方のみ	2
個別に決定	1
私学共済に加入する者に限る	1
規定により支給	1
手当月額により規定あり	2
法人ではなく、教職員で組織している互助会から	2
遺産相続に関する法令の定める者	1
同居	9
続柄による	1
配偶者・一親等の場合は、生花又は手当を支給	1
子は扶養している子のみ	1
子供は本人が親族者となっているものに限る	1
死亡したとき	2
非常勤の場合、規定の 1/2 又は協議による	4
専任教職員に準じる	1
役員は理事のみ	2
役員は個別に決定	2
役員は、全て理事長が決定	1
常任理事のみ、金額は理事会で定める	1
死亡退職者は、退職手当に勤続年数に応じた死亡弔慰金を加算	2

※自由回答

エ 公傷見舞金について

エー① 支給の有無



エー② 支給金額

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇用者
10,000 円未満		4	6	4	6	4
10,000~20,000 円	12	27	6	27	6	17
20,000~30,000 円	5	11	3	11	2	7
30,000~40,000 円	6	4	3	4	3	3
40,000~60,000 円	2	4	3	4	3	2
60,000 円以上		1		1		1
その他	5	2	2	2	2	2
回答なし	11	14	8	14	8	12
計	41	67	31	67	30	48

※複数の場合、金額の高い方を採用(上限額)

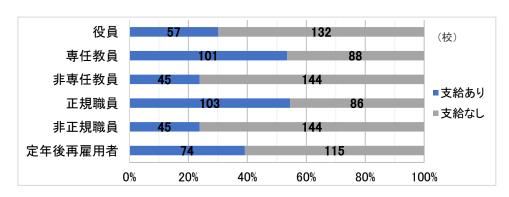
エ-③ その他の詳細/条件等

その都度(検討・協議・決定)	14
法人・理事長・校長等の認定・判断	6
期間による	3
欠勤·自宅療養/1 週間以上	1
ッ /2 週間以上	6
" /1か月以上	13
入院 / 1 週間以上	5
" /10 日以上	1
" /15 日以上	1
" /2 週間以上	2
″ /3 週間以上	1
" /1 か月以上	2
〃 /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む)	1
入院又は1か月以上の療養	1
勤続年数	2
症状、状況に応じて	4
医師の診断書	1
私学共済に加入する者	1
法人ではなく、教職員で組織している互助会から	2
役員は、理事のみ	2
非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上 適用	1
非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給	1

※自由複数回答

オ 災害見舞金について

オー① 支給の有無



オー② 支給金額

金額(以上~未満)	役 員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇用者
20,000 円未満	5	10	6	10	6	7
20,000~40,000 円	7	16	7	15	8	13
40,000~60,000円	6	8	3	7	3	2
100,000~200,000円	9	16	5	19	5	11
200,000 円以上		2	1	2	1	1
その他	30	45	23	46	22	37
回答なし		4		4		3
計	57	101	45	103	45	74

※複数の場合、金額の高い方を採用(上限額)

回答数:189

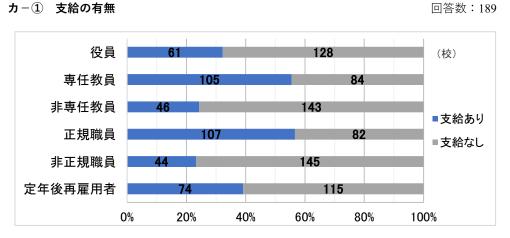
オー③ その他の詳細/条件等

その都度(検討・協議・決定)	22
法人・理事長・校長等の認定・判断	17
勤続年数	1
居住できない状態の場合のみ	2
家屋の半分以上が損傷を受けた場合	11
住居又は家財に損害を受けたとき	16
被害状況により金額が異なる	26
被害額が5万円以上と見込まれる場合	1
世帯主かどうかにより金額が異なる	12
私学共済に加入する者	1
罹災証明書等	1
法人ではなく、教職員で組織している互助会から	2
役員は、理事のみ	2
役員は、その都度検討する	1
非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上	2
適用	2

※自由複数回答

カ 病気見舞金について

カー① 支給の有無



カー② 支給金額

金額(以上~未満)	役員	専任教員	非専任教員	専任職員	非専任職員	再雇用者
10,000 円未満	4	12	11	12	11	11
10,000~20,000 円	23	42	12	42	12	25
20,000~30,000 円	9	22	6	23	6	16
30,000~40,000 円	7	10	2	10	2	4
40,000~60,000 円	5	3	1	3	1	1
60,000 円以上		1		1		
その他	12	14	12	15	11	15
回答なし	1	1	2	1	1	2
計	61	105	46	107	44	74

※複数の場合、金額の高い方を採用(上限額)

カー③ その他の詳細/条件等

法人・理事長・校長等の認定・判断 6 期間による 8 欠勤・自宅療養 1 週間以上 2 2	その都度(検討・協議・決定)	2
期間による 8 欠勤・自宅療養/1週間以上 10 〃 /2週間以上 10 〃 /1 週間以上 29 入院/3日以上 1 〃 /1週間以上及び10日以上の自宅療養 1 〃 /10日以上 2 〃 /15日以上 1 〃 /2週間以上 7 〃 /3週間以上 1 〃 /1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 を治1か月以上 1 人院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 強大共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が販定の高良障害来状態になったときは、特別見舞金 1 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 2 投資は、理事のみ 2 非常勤働員が療養により業務に就かない日が15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1		6
欠勤・自宅療養/1週間以上 2 〃 /2週間以上 10 〃 /1 か月以上 29 入院/3 日以上 1 〃 /1 週間以上 4 〃 /1 週間以上及び10 日以上の自宅療養 1 〃 /10 日以上 2 〃 /15 日以上 1 〃 /2週間以上 7 〃 /3週間以上 1 〃 /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治 1 か月以上 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 拡続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額200万円) を贈呈することができる (最高限度額200万円) を贈呈することができる (最高限度額200万円) を贈呈することができる (最高限度300場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上 所属を対しているのできる 1 非常勤職員が廃養により業務に就かない日が15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一規算の事業を表慮の上 (現まり) により、実施を表慮のと表し、 2		8
"/2週間以上 10 "/1か月以上 29 入院/3日以上 1 "/1週間以上及び10日以上の自宅療養 1 "/10日以上 2 "/15日以上 1 "/2週間以上 7 "/3週間以上 1 "/1か月以上 6 "/1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が販定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 1 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1		2
入院/3 日以上 1 "/1週間以上 4 "/10目以上 2 "/15日以上 1 "/2週間以上 7 "/3週間以上 1 "/1か月以上 6 "/1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1		10
"/1週間以上 4 "/1週間以上及び10日以上の自宅療養 1 "/10日以上 2 "/15日以上 1 "/2週間以上 7 "/3週間以上 1 "/1か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	" /1 か月以上	29
" /1 週間以上及び10日以上の自宅療養 1 " /10日以上 2 " /15日以上 1 " /2 週間以上 7 " /3 週間以上 1 " /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15日以上通院 2 全治1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤職員が療養により業務に就かない日が15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	入院/3日以上	1
" /10 日以上 2 " /15 日以上 1 " /2 週間以上 7 " /3 週間以上 1 " /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	" /1 週間以上	4
"/15 日以上 1 "/2 週間以上 7 "/3 週間以上 1 "/1 か月以上 6 "/1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	〃 /1 週間以上及び 10 日以上の自宅療養	1
" /2 週間以上 7 " /3 週間以上 1 " /1 か月以上 6 " /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 役員は、理事のみ 2 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	"/10 日以上	2
" /3 週間以上 1 " /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治 1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	"/15 日以上	1
" /1 か月以上 6 " /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治 1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	" /2 週間以上	7
" /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む) 1 15 日以上通院 2 全治 1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	"/3週間以上	1
15 日以上通院 2 全治 1 か月以上 1 入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	" /1 か月以上	6
全治1か月以上	〃 /1 か月以上(退院後の自宅療養を含む)	1
入院又は長期療養 2 入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる役員は、理事のみ 1 非常勤の場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が15日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	15 日以上通院	2
入院し手術したとき 1 勤続年数 6 症状、状況に応じて 3 継続的な場合、同一傷病につき1回 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	全治1か月以上	1
勤続年数	入院又は長期療養	2
 症状、状況に応じて 継続的な場合、同一傷病につき1回 医師の診断書 私学共済に加入する者 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金(最高限度額 200 万円)を贈呈することができる役員は、理事のみ 非常勤の場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 非常勤職員が療養により業務に就かない日が15日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 	入院し手術したとき	1
継続的な場合、同一傷病につき1回 2 2 医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	勤続年数	6
医師の診断書 2 私学共済に加入する者 1 法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 2 投員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上 適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	症状、状況に応じて	3
私学共済に加入する者	継続的な場合、同一傷病につき1回	2
法人ではなく、教職員で組織している互助会から 2 専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円) を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	医師の診断書	2
専任教職員が既定の高度障害状態になったときは、特別見舞金 (最高限度額 200 万円)を贈呈することができる 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	私学共済に加入する者	1
(最高限度額 200 万円) を贈呈することができる 1 役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	法人ではなく、教職員で組織している互助会から	2
役員は、理事のみ 2 非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上適用 1 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が 1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1		1
非常勤の場合、規定の 1/2 を基準として、在勤期間等を考慮の上 適用 非常勤職員が療養により業務に就かない日が 15 日超えたもので 所属長が事情により必要を認める場合に支給 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 配偶者が1 か月以上入院した場合(他親族は半額支給)		2
所属長が事情により必要を認める場合に支給 1 配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等) 2 配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1	非常勤の場合、規定の1/2を基準として、在勤期間等を考慮の上	1
配偶者、一親等親族(子、実(養)父母、同居する義父母等)2配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給)1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1
配偶者が1か月以上入院した場合(他親族は半額支給) 1		2
		1
		1

※自由複数回答